

(第一類 第七號)

衆議院第二十二回國會

社会労働委員会議録第二十三号

昭和三十年六月十五日(水曜日)

出席委員
同外一件(赤松勇君紹介) (第11111)

る請願（松本俊一君紹介）第二一七
七号

同(小坂善太郎君紹介) (第111三八号)

療給付適用期間延長等に関する請願
(中川後思君紹介) (第二二四一號)
医師国家試験予備試験の受験資格の
特例に関する法律の期限延長に関する
請願(松永東君紹介) (第二二四二
号)
の審査を本委員会に付託された。

同(島村一郎君紹介)(第二二二九号)
身体障害者の更生資金制度実現に關する請願(保科善四郎君紹介)(第二一七八号)
理容美容業における徒弟制度復活反対に関する請願(志賀健次郎君紹介)(第二二七九号)

同(砂田重政君紹介)(第二一八〇号)
同(山下榮二君紹介)(第二一八一号)

同(松井政吉君紹介)(第一一八二号)
同(野依秀市君紹介)(第一二三五号)

健康保険における医療給付費の二割
国庫負担等に関する請願（中村時雄）

君紹介) (第一一八三号)
同(床次徳二君紹介)(第一一四〇号)

國立療養所の附添廐止反対に関する
請願(小笠原二九郎君紹介)(第一二一)

三一、号)
戦没者遺族等の援護強化に関する請

願外八件（江崎眞澄君紹介）（第111三二号）

医業類似療術行為の期限延長反対に
関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二

理容師美容師法の一部改正反対に關
一(一一一)号)

する請願(加藤鎌五郎君紹介) (第一二三四号)

未帰還者留守家族等援護法による医

第一類第七號

社会労働委員会議録第二十三号 昭和三十年六月十五日

四二

○西田国務大臣 御承知のように、経審で作っております経済六ヵ年計画によりますと、今年度以降逐次増加していく労働人口、これを来年度からの経済規模の拡大が逐次進行するに従つて、全部吸収してしまう。そして二十一年度において完全失業者として推定されております失業者を、最終年度においては四十三万程度に押えるというのが、大体の構想でございます。毎年毎年の失業者、労働人口をいかにして吸収するかという問題につきましては、まだ労働省におきましても、的確に最終年度までは作られておりません。とりあえず三十年度の問題を取り上げまして、これはある程度御説明のできる内容を持つております。従つて三十年度の雇用をどういうふうに労働省は考えておるかといううえ点について、若干御説明いたしたいと思ひます。

の遂行によって、この人たちに就労する機会をあらしめたい、こういふ観点で、予算面に現われておりますところでは、特別別失業対策事業として三十五億を計上しまして――、一ヵ月二十五日間の就労ということを目標にして三十五億円、人員にして三万人というものを計上いたしております。それから一般の失業対策と申しますならば、二十九年度中に行われておりましたような失業対策事業で、前年度十七万人であつたものを三十年度では十九万人にふやしまして、通計して二十九年度よりも五万人だけ、一ヶ月二十五日という就労の日数を予定してふやしております。それから建設省におきまする、前年度においては緊急就労対策といわれておりましたものを、これを今度道路建設事業といふ名前に変えておりますが、その中に、昨年度九億であったものを五十億計上いたしまして、四十億の増加によって、ここで三万から三万五千程度の失業者を吸収いたしました。それから鉱害復旧事業、これは通産省の予算になっておりますが、四億二千万円増加して十三億二千万円を計上いたしまして、一万から一万五千吸収いたしたい。大体これが基本になりまして、その他公共事業、水道事業によって若干の吸収を予定いたしております。これを集計いたしますと、二十一日間の就労人員に換算しますと、合計して約十三万人がこれに吸収される。そのほか国勢調査あるいは統計等の調査のための人員として、インテリ

失業者と申しますが、そういう人々を約一万人ぐらい吸収できるという予定でございます。従つて十四万人程度の失業者の救済を目指として予算が編成されまして、あと残りまする約六万人の方々は、職業補導所にこれを収容するということで、職業補導所の経費を増加いたしまして、これで年間に五、六万人の人間の収容が可能になるだろう、そうして職業を補導した上で就職をあつせんしたい、こういう観点に基いて労働省の予算ができるおりまして、万全とはいえませんが、どうにか三十年度はこれで切り抜けていけるのではないか、かように考えております。

○倉石委員 失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由説明書の中に、「一昨年末より実施せられました緊縮政策に伴い、失業情勢は悪化し」とあります、緊縮政策に伴って失業情勢が悪化したということをここに提示されたには、それ相当の理由があると思うのでありますが、この点について、政府委員でけつこうですから御説明を願いたい。

○江下政府委員 御説明をいたします。雇用関係の動向を把握いたしますいろいろな指標がございます。一つの指標といたしまして完全失業者の数、これを見て参りますと、二十八年度は年間平均いたしまして月四十五万という数字が出ております。二十九年度の平均といたしましては、たゞいま大臣が申し上げましたように、六十三、四万ということになつております。すなわち二十八年度から見て二十九年度におきましては、完全失業者におきましても相当増加を見ておる。なお本年度に

万、そして三十年度に増加する労働力人口をプラスいたしまして、企業面に吸収し得ないものが三十年度では約四十万人は出るであろうという想定に基きまして、この二十万人の失業者をいかにして失業対策の面に吸収するかといたしまして、あの労働力人口の増加は、三十年度の経済計画の実行によって、これを他の経済面、企業面に吸収し得るという想定のもとに失業対策を立てております。

○倉石委員 私どもは、経済政策についての基本的な考え方、大体現内閣と一致しておると思うのです。ことに労働大臣のお立場については、非常に理解と同情を持っておるつもりであります。いろいろお尋ねいたしても、それは、できるだけ労働省当局が現在の政治面において成功していくだくよう祈りながら、私どもはお尋ねしておりますのであります。どうも現内閣も、もちろん前内閣も、そういうのありますけれども、経済政策を立案する場合に、たとえば、これは御発表になつたものかどうか知りませんが、総合経済審議会から出でております。これを拝見しても、先ほどお話のように、最終年度において四十三万五千人の失業者にとどめる、こういう構想であります。私は今日これを年次を追うて、この構想が非常に不安なものであるというようなことを、ここで立証しようとは思わないのです。けれども、どうも経済政策を一方において立てて、そのしわ寄せを労働省に持ってきておる傾向が從来非常に多いのです。たとえば、石炭

鉱業合理化臨時措置法というようないのを、この間政府当局から御説明をいただいて、つぶさに拝見いたしました。私どもは、ああいうものを拝見いたしましても、これを立案した趣旨、あの法律案全部を、自由党がそのまま賛成だというのではありませんが、石炭鉱業を何とかしなければならないということについては、全く同感であります。しかし、あの法律案を通産当局から御説明を承わっておると、産業政策としてどういうことをやるんだ、しかし、そのよって来るところのしわ寄せは労働省で何とかするだろうというふうなものの方ではないかと思うのであります。これは大臣のお立場もおありましたが、先ほど御説明になりましたこの六ヵ年計画に基く経済政策を、政府が推進していかれるについて、もう一つは石炭産業の合理化法律案をおやりになるにしても、そういう点について、閣内において大臣はどういう立場をとつておられるか。私は、やはり雇用面を先に考慮して、——少なくとも同時に考慮して政策を立ててもららうべきではないか、こう思うのですが、今の六ヵ年計画及び石炭産業合理化法などをお考えになると、政府は雇用政策について、どういえりますが、今の六ヵ年計画及び石炭産業合理化法などをお考えになると、政府は雇用政策について、どういう考え方をもつておやりなったかを、最初に承わりたいと思うのであります。

して、今例にお引きになりました右欄の合理化促進法案のようなものは、通産省から提案をすることになつておりませんので、原案そのものは通産省で立案する、原案ができましたものを、関係各省に通産省の方から協力を求めることになるという姿で、それからいろいろ議論を開始するというのが、法律案を国会に審議を願う今までの大体の方針であります。今あつたと私は承知しております。今回の合理化法案につきましては、おしゃるようすに、最後のしわ寄せは、労働行政の面にみなかつてくる、この解決がつかない限り、あの法案の審議が国会で進もうとは私も考えておりません。従つて、労働省としましては、労働問題の解決、言いかえますならば、失業者になるであろう人々の不安を解消するための万般の措置がとられたあとでないと、この法律案そのものを国会に提案すべきでないといふ主張を強硬にいたしましたし、なほそれに対しましての対策は、労働省だけではなくて、関係各省と緊密な連係をとつて、ある程度具体的な問題の解決を促進しながら、今の法律案を国会に実は提案したのであります。従つて、石炭合理化法案の一つを取り上げてみてもそういうこととありますように、経済六ヵ年計画における雇用の問題の解決、日本経済の発展を、どういう産業で、どういう方法でどの程度持つていくかということに対して、雇用の問題をどのように観念的に取り上げて、そのあとで労働問題をどうするかといふところなどと一緒に現実はなつておるのであります。

これは、私が当委員会でも基本方針で
お話し申しましたように、少くとも現在
の日本の経済問題は労働問題、言いま
すと、雇用問題の解決なしには、何らか
の形で、とても日本経済の自立の達成は
不可能だ。だから、何よりも労働問題に
お先に考えて、そうしてこれに対する
妥当な結論を生んだ後において、実際
問題の政策実行に当るべきだという主
張は、かねがねいたしておりますけれど
も、御承知のように、その問題だけ
にとらわれて、経済問題を次に考
えていろいろな法律案を出すといふう
とは、実際問題としては困難な情勢を
ありますので、経済閣僚懇談会等にお
きましては、感んに発言をいたしてお
りますけれども、私が考えております
程度までも、現在は達成が非常に困難
だという情勢下に置かれております。
しかしながら、国が実行することによ
りますけれども、私が考えております
しましては、少くともその法律を制定
するに当たりましては、法律制定と並行
して、この問題の具体的な解決を講じ
た後においてなすべきだということだけ
は、石炭合理化促進法案の審議の問
題とからみまして、これだけはどうう
か充足されていきそうに私も期待いた
しております。従つて、将来の問題に
対しましては、倉石さんのおっしゃる
ように、先にその問題の解決を具体的な
にはかって計画を立つべきであります
が、まあまあ日本の実態から考えま
して、そういう問題に対する具体的な一
つ一つの解決策が並行して実施されま
すならば、どうに切り抜けていくる
のではないか、こういうふうに実は考
えておるのでござります。

りました御意見については、おそらく党派を超越して、労働委員会の方々は御賛成であろうと思うのであります。私は将来さうありたいと思うのですが、現在は皆さん方の政府でありますから、われわれもできるだけは御力をいたしますが、そういう雇用の面に、もう少し重点を置いてやっていただきことを、私は極力希望いたしますのでございます。

そこで、先ほどお話をありました政府の雇用政策の基準になるであろうと思われる総合経済政策六ヵ年計画で、最終年度四十三万五千人の失業者などあるということになっておりますが、先ほどは三十年度のお話がございました。そこで、最終年度四十三万五千人になって参りました理論的な数字的な根拠をお示し願えれば仕合せだと思つておきます。

○江下政府委員 その点につきましては、大臣も申し上げましたように、なにお政府でも検討中の点もございまして、後刻また資料等で差し上げます。

○倉石委員 それでは、この資料はお出し下さるのですね。

○江下政府委員 できておりません限度においてお出ししたいと思います。

○倉石委員 それでは、その点について私は質問を保留いたしておきます。

先ほどお話をありました石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に伴う他のことは別いたしまして、雇用関係について、この間大臣は本会議で大体御説明になりましたが、本日この委員会で、あれ以上お話を下さることはありませんか。

○西田国務大臣　衆議院の本会議でお答えをいたしましたことは、かなり具体的に、長過ぎるといって怒られるほどの、実は数字をあげてお答えいたしたのであります。それより以上の問題點は、実際にそういう問題が起きて一つ一つの事業にかかってみて、どこにこれは推定はいたしておりますが、各地区別、炭田別にどういう内容を持った失業者がどれくらいできてくるかということが具体的にわからないと、それより以上詳細なお答えをすることは困難であります。従つて今日ここでお尋ねになりますと、本会議で読み上げましたもので省いておった数字を、具体的に申し上げるという程度であります趣旨としてはあれより以上の内容を持つたものをお答えするものはございません。

○畠石委員　そういたしますと、最初に伺つておきたいのですが、この合理化法案といふものを御提案になつたのでありますから、もちろん政府は、これが国会で通過されることを予想しておやりになつておるのであります。そろしますと、本年度大体どのくらいの失業者を見込み、来年どんくらいとうこととの御計画を、事務当局でけつこうですから、ちょっと御説明を願いたい。

○江下政府委員　お答え申し上げます。石炭合理化法案の実施によりまして、これは実施が年度末に近づきますので、本年度は比較的少いのですが、四千七百の離職者があります。それから三十一年度におきまして一万四千二百、三十二年度におきまして八千三百、合計いたしまして約二万七千人でございますが、これは石炭合

理化法によります低能率炭鉱の政府の買い上げ等の措置によりまして離職する者の数でござります。

○倉石委員 そうしますと、昭和三十一年度には、ただいま御説明の四千七百人というものが想定されておったのですがあります、今年の失業対策には、もちろんこれを入れになっての予算でありますか。

○西田国務大臣 三十年度の予算を編成いたしますまでは、石炭合理化促進法というものが国会に提案されるかどうかという問題について、まだ決定をいたしておりませんので、労働省に計上いたしております失業対策事業費の中に、四千七百人というものは見込まれております。従って、この四千七百人の失業者を、初年度にいかに吸収するかということになりますと、これは別の観点に立つて吸收の方法を考えなければならぬというので、労働省ではそれに對して、地区別に具体的な策を今立てておるわけであります。

○倉石委員 そうしますと、その予算的措置は、三十年度予算というう関係になるのでしょうか。

○西田国務大臣 これは、特に炭鉱合理化の促進によって生ずる失業者といふ特定の費目のもとに、予算は計上してございません。しかし、公共事業——河川、道路、水道等々によつて、倉石さんも御承知のように、今度の予算でも大分修正増額されておりまし、四千七百名だけの吸收であれば、総体的な失業対策事業費の中から、の抽出が絶対に困難だとは考えておりません。従つて、特に失業のよけいに発生しておる地区における生産的、建設的な失業対策事業といふ観点に立ち

まして、鉄道の建設というものを考えて、これは一応閣議決定をいたしておるわけでございますが、これに対しましても、現在までの鳩山内閣が出した予算には、そういう新線建設に対して、失業対策としての構想による予算は計上してございません。今回の五億円新線建設に増加になりましたものは、初年度分の測量調査費、用地買収費等に若干の、分け前といえばおかしいですが、内容を分けてもらいたいというので、今折衝いたしております。鉄道建設審議会の方で、新線建設の中に取り入れられた場合には、あの中から出していただける。もしうでなかつた場合は、また新たに別な観点に立つて、合理化による失業者の救済を考えなければならないというふうに考えております。

石炭合理化法による失業者がよけいに加わることになるのではありますから、予算的には、どうしてもそれだけはみ出す結果になると思うのであります。が、その点いかがですか。

○西田国務大臣 お答えいたします。

倉石さんも御承知のように、失業対策予算を組むにいたしましても、何町、何市に何百人の失業者がが出るという数字を、完全に集計して予算を組まなくちゃならぬものであろうとは思いますけれども、実はそういうような予算の編成の仕方はいたしておりませんで、さきも申しましたように、一応二十万人程度失業者が増加するであるうといふ見解に基いて、大まかに組んであります。三十五億の特別失対のお話がありましたが、これも、人数をどこにどう振り分けるという内容を持っておりませんで、道路の重鋪装にこれを出して、港湾の改修に持っていくたい。そのためには、国庫負担の額を五分の四にふやし、材料費は四十五円のものを二百十円にふやして、完全に道路の重鋪装、港湾の改修その他ができるような意味合いでおきまして、三十五億円という経費を計上いたしております。従つて、四千七百名程度の失業者は、この合理化法案に基く特定な失業対策事業と結びつけて考えておても、何とかでやりくりをつけていけば、つけられないこともありますし、今回の予算の修正によって、特にこの公共事業方面の水道その他に相当な金額が増加されてもおりますし、こういった面から考えますと、四千七百名程度の

建設ともからみ合せて、予算の基本的な考え方をおちこわしてしまるといふ。ような影響を与えるほどのことではなくて、何とかやりくりしてやっていかれる。これは新しい法律による犠牲失業者でござりますから、それと結びつけましてはつきりした予算措置をとりたいたと考えておりますけれども、現在の段階では、それも困難な事情にありますので、ひとまず現在の失業対策事業に組んである予算と建設省の公共事業費、それから特に増額されました水道等の建設にどういう失業者を吸収いたしたい。しかも鉄道の新線建設に大体石炭の合理化による過半数の人間を、御承知のように九州が一番多いのですから、特に福岡、佐賀、長崎地方に小さな炭鉱が多くて、これに失業者が大部分出て参ります。この失業者を吸収するために、新線の建設を地方で行いまして、それに大部分のものを吸収いたしたいというような構想をもって考えておりますので、鉄道建設審議会で新線建設が是認されますと、失業対策としても、はつきりした姿において石炭合理化法による失業者の吸収が可能になると私どもは考えております。

○西田國務大臣 お答え申し上げます。これは言つていいことが重いことがあります。私は閣僚になつて日が浅いのですが、よく存じませんが、さくばらんに申しますと、私の考へでは、一般会計から、石炭合理化による失業対策事業費として、特定なものに結びつけた予算が実はもらいたかったのであります。ところが、いろいろ困難な事情がありましたので、最終の閣議で、資金的な措置を講するといふことの閣議決定をいたしております。これは時期がいつになりますか、はつきりいたしませんが、私の推定では、おそらく第4・4半期に入つてではなかろうかと考へております。従つて、かりに今開題になつております川崎線の建設にいたしましても、用地買収費、測量費などで、運輸省の見積りでは、三千七、八百万円の金があれば現在考へておる川崎線の建設にかかる。しかし、用地の買収や実測をやつておったのでは、失業者の救済は直ちにできませんのと、川崎線の建設にかかる。三十一年度からほんとうの工事を開始するといふのが、実際じやなかろうかと考へておりまます。従つて、失業者の発生しますのも、三十一年度は大体一万四千七百五十名ですが、大量の失業者が出来まして、三十一年度では鉄道の方に一千五百人程度の人員を吸収するということです、三十一年度になれば、今申しまして、予算措置が資金手当か、いずれかは必ず大蔵省でやってくれる、こういうふうに私は了解をして、実はこの問題を進めておるわけであります。

○倉石委員 要するに、私は労働大臣が雇用の面において成功されることを

ほつておるのでありますから、ただまのお話も成功されることを祈念して、この問題についてはこれ以上おねすることとはやめます。

今度は失業保険法について政府の御意見を承わりたいのであります。が、在行われております失業対策事業とまでは、初め私どもが労働委員としてやり出したことは、労働省当局もぞありますけれども、失業しておるところにとにかく生活費を出してやりたい、だから、まあいわば生活保護費的な考え方で始めたことです。従つて私どもは、失業対策事業などといふものは、一日も早くやらなくて済むようにしておいた。これが、だんだん私どもの郷里のよないなかの方でも、やはり帰農してくる失業者が出て参りまして、そういうところで、失業対策事業をやることをいということを念願としておった。ところが、だんだん私どもの郷里のよないなかの方でも、やはり帰農してくる失業者をやつせられたりといつたようになつたり、それから道路舗装の前に梗溝をやってもらつたりといつたようになつたり、建設的な方面に失業対策事業が使われるとうになつて、かえつて非常に喜ばれることになつてきた。非常にけつこううなこと、建設的な方面に失業対策事業が使われるとうになつて、かえつて非常に喜ばれることになつて、また今度は、先ほどお話をありましたような公共事業だの、そういう方面に優先的に失業者を吸収するといふことだとと思うのです。そこへ持ってきて、また。ところが、場所によりますと、非常に不経済な、こんなところへ国費を計画も、前内閣時代から行なれ始めた。ところが、場所によりますと、非常に不経済な、こんなところへ国費を計画も、前内閣時代から行なれ始めて、一体何をやっているのだろかと思われるようなものも、至るところにある。私どもは、そういう問題には較的関心を持つておるものでありますから、ときどきそういうところをたずねて見するのですが、現在の

政府当局は、いわゆる失業対策事業といふものに對して、どういうお考究を持ておられるか、あなたの御意見を承りたいと思います。

○西田國務大臣 お答えいたします。今までの失業対策事業といふものは、倉石さんが今お話しになつたような向で行われておると、私も承知いたしております。従つて、失業対策事業を行つにおいて、大別しますと、二つ考え方があると思います。その一是、よくいわれますように生産的、設的な事業、もう一つは、いわゆるんどうの社会保庫的な意味における失業事業、大別してこの二つに分けらると思います。しかしながら、二つ分けられはしますものの、失業者質、内容の問題等がからみ合いますで、これを本筋にして考えて、どれ力を入れてやるかということになりますと、これは実際問題としては、なかなかむずかしい問題であります。この考え方方は、一応この二つに大別しまして、そうして労働能力のある程度持っている人たちは、ことごとく被設的な失業対策事業、生産に寄与し得る失業対策事業にこれを吸収すべきである、かよな考え方で実は来ておりまして、そつするためには、現在の方に対する補助をするという形におましても、地方財政が非常に困窮をしておりますので、少くとも国庫負担を、地方の負担軽減のために、より大きい。材料費等も、完全に建設的な生産的な事業を充足するに足る材料費を計上することによって、地方の負担を軽減し、そして労働者をその方面に吸引したいといつて、三十年度の

予算の折衝に当りましたし、これに重
点を置いて大蔵省と折衝をいたしました
たけれども、さつき申しますように、
今までの失業対策事業のカタゴリー
が、生活保護、社会保障的な見地に
立って予算が計上されておりましたので
で、なかなか私の考えておる通りには
参りませんでした。今まで五千人しか
なかったものを、このうちで三万人だけ
は一応予算の三十五億に計上すること
が可能になりました。労働者の失業
者の質、内容の調査と相待つて、生産
に寄与できるような建設的な事業に三
十五億の金だけは優先的に使えるとい
う形に一応なっております。あと約十
九万人と申しますのは、これも今まで
のカテゴリの中だとわざって使う必
要はない、これは純粹な意味における
生活保護、いわゆる社会保障的な観点
に立つての失業対策、その中であつて
も、これもやはり建設的な事業という
ふうに二つに分けまして、そしてでき
るだけ建設的な事業の方面に吸収をし
たい。大体こういう考え方をもつて失
業対策事業というものを遂行すべく、
今調査のでていなかつた点は調査を
進めて、報告を待つておる段階でござ
います。

○江下政府委員 現在安定所に登録されております日雇い労働者の数は、先ほど申し上げましたように約四十二万、この日雇い労働者の人々が組織を作っておりますのでござりますが、大きくなり思ひます。そのほかにも、なお全国的な組織も一、二ございますけれども、これは比較的力が弱いという実情になつております。これらの人たちには、組合を組織いたしまして、この失対法が実施されましても、先生も御承知の通り、非常に要求項目を掲げまして、例年益々暮れには猛烈な労働攻勢をかけて参つております。大体、私どもの方といたしましても、時節になりまして、この組合との応待に日々お詫びいたしますが、一応面接をいたしまして希望を聞きまして、政府として考えられることは、これによりて措置をするといふようなことで、今まで至つておるのでございます。なお、ここに統計がござりますが、昭和二十九年度におきまして、いわゆる求職闘争ということで事件がございましたのが一万一千七百六十七、参加人員として四十七万六千四百三十一という相当大きな数字に上つておるのでござひます。

使つておられます。あとでけつゝじ
であります。いわゆる六大都市の日
雇い労務者とその他の地方とを分け
て、資料として一ぺん出していただく
ようにお願いいたします。それから日
雇い労務者といふものは、つまり地方
自治体に雇用されている者が非常に多
い。そこでこれに金錢を支給する場合
に、日雇い労務者といふものの身分は
は、どういう取扱いをしておられるの
か。その日その日、安定所から送られ
るには違ひないが、どういう身分にな
るものでありますか、政府の御見解を
承わりたい。

い労務者というものの身分關係について、非常な疑惑を持つておったものであります。政府の御見解によれば、その日その日ではあるが、地方公務員の特別職、こういうことになつておるようあります。特別職であつて地方公務員といふことになりますと、いわゆる争議はできないのではないか、団体交渉権もないのじゃないかというふうに法律上は考えられるのですが、政府の御見解はいかがでありますか。

○江下政府委員 先ほど申し上げましたように、地方公務員法を見ますと、一応この特別職の範疇に入るわけござります。御承知の通り、特別職といふものは、これは一般の国家公務員でもそうでございますが、労働組合法等の関係から一応除外されております。従いまして、団体交渉ということは、これは私どもとしても非常に疑問がござりますけれども、事実上現在参つておるということに対して、応待をいたしておるということをございます。この点については、なおこれは法律的にいろいろ検討しなければならぬ点もたくさんあると思っております。

○倉石委員 私は、この労働關係の問題については、今のような疑問の点がまだはかにもたくさんのある。どういうことは、やはり私は西田労働大臣のようなしっかりした大臣がおられる間に明白にされる方がいいと思う。それで、今のお話によれば、まあ来られるから、一応対応はしなくちゃならぬ——これはそうでありましょう。しかし、これは社会政策的な意味で應対をしておるのであって、どこまでもやはり法治國である以上は、法律というものを曲げてなすべからざ

る運動などをしてはいけないので、そういうところに国家の乱れるもとがある。私は先般来、日雇い労務者といふものの身分關係について、いろいろ考えましたときに、今までやつておられた運動方式は、これはまずいのではないかということについて、一ぺん一つ労働省の専門家の御研究を願いたいと思っておったことなんあります。これは非常に重要な問題でありまして、地方公務員の特別職といえば、國家公務員の特別職と同じ意味で、内閣総理大臣や西田労働大臣と日雇い労務員とは、ただ国家公務員と地方公務員ということが違うだけであって、公務員の特別職であるという点においては同じです。私はそういう法律關係が明白にして、やはり将来の日雇い労務者に対する態度を決定されなければならぬと思うのであります。それは後刻一つまた機会を見て政府の御研究の結果を承わりたいと思っております。

が非常に少いのです。もちろん社会保障制度といたしましては、そういうものも含まねば、これは経済が成り立たないわけでございますので、そういうことも当然考えたのでございますが、事実問題として、離職による失業保険の恩恵が非常に少い。私どもの計算によりますと、一般の離職者の離職率が一・一%といふことになつておられます。教育関係を見ますと、幼稚園から大学まで平均いたしまして〇・五%程度でございます。もちろんこの程度のは、ほかにもあると思いますが、從来これを除外いたしておりますと、旨が、そういうところにあるのであります。いま一つは、公共職業安定所で学校の先生を職業紹介するということは、事業上はなはだむずかしいところもございます。あわせまして、率直に申し上げさせていただきたいと思ひますが、実は学校関係の団体から、相当これに対して時期尚早であるといふ強い意見もございました。それらをあわせ考えまして、今回は強制適用いたしませんでしたが、この次の改正等には、十分考慮いたしたいと考えております。

動者等の短期被保険者の非常な増加が、いうこと等が原因だと思いますが、そういうことに相なっておりまます。本年要に入りましてから、四月には初回受給者が七万三千でござります。当初私どもは予算で予定いたしておりましたのは、上期七万五千という一念の線でございますが、まあどっこいどっこいと現在のところはいつておるのではないのかと考えております。

○倉石委員　ただいまのお話によりますと、大体保険経済の現況はわかるのであります。失業保険の経済は、つい先年までは非常に黒字で裕福であった従つて率の引き下げを、私どもは二回ほどやつたような記憶をいたしております。ところが、健康保険と同じで、だんだんこの保険経済が逼迫して参つた。その大きな原因が、なだいまの御説明のうちにありましたような、いわゆる季節労働者といふものが非常に多ってきた。それに支給されるものが、労働省のお調べによりましても非常に多いようでありますけれども、この法の第二十条にあります季節労働者をこういふように改正されるということについて、つまり受給年月の改正といふ御趣意は、提案理由の御説明を拝見いたしまして、私どもはこれもなことだらうと思うのです。そういう勞務者といふものは、日本にもあるようですが、日本は、現に私どもの同僚の北海道、東北の代議士のお話によれば、極端なものが多い。東北の

者が北海道へかせぎに出て行って、それで帰ってくる、帰ってきて実家で遊んでおる方が、どこかへ出て働く収入よりも多い、こういうような奇現象を呈しておる。そういうことによって国の経費を乱費するということは、私どもははなはだよろしくないことだと思うのです。もちろん私どもは、先ほど大臣のお話をありましたようなものの生活を保障するのが、失業保険のねらいであったので、しかもその法の盲点を縫つて、そして受給資格を獲得すれば帰ってきて遊んでいたいといったようなことでは、私は失業保険の目的と全くそれた、これを悪用するものであると思うのです。私は、今日の保険経済の現況を見、それからまた季節労務者、現在秋田、北陸方面から季節的に北海道へ出でていってやつておられる人の実態の報告を聞けば、かよりな人に失業保険を支給しておることが元來おかしいと思うのです。私は、失業保険法並びに失業保険経済について、今日において政府が目ざめられなければ、悔いを将来に残すと思うのです。これは非常に大事な問題でありまして、この失業保険法の改正に当つて、私は政府に猛省を促したいと思うのですが、政府の見解はいかがでありますか。

弊害をかもしておる数字を申しますと、六ヵ月から九ヵ月間働いて保険をもらつておる者の数が二十九万一千、この中で季節労務者といわれる人々が約二十二万九千人ある。どういうふうに、出かせぎに行つて六ヵ月たてばすぐ郷里に帰つてしまつて、そして六ヵ月の保険金をもらえる、そしてそれが切れるころまた向うへ行つて働いておる、そういう一種の不当所得といひきずか、そういう形で失業保険の支給が行われているということは、保険経済の面から參りましても、また失業保険法の本来の趣旨から申しましても、決してこれは看過すべきではないといふ建前に基きまして、実は今回の失業保険法の一部改正法律案を国会で御審議を願つておるのであります。これによりまして、この法案が通過いたしますならば、現在赤字を出しております失业保険経済は、今までの倉石さん方が保険料の値下げをされたときほどのないことはないかもしませんけれども、一応赤字を見ないで、少額であつてもある程度の積立金が増加していくといふような形で、運営ができるという一応の見通しをつけて、この法案を出したようなわけであります。

○江下政府委員 そのことは、法律にそういうふうになつてゐるのであります。が、雇用される者が使用者に使われるということになりますと、職業安定所では、たとえば倉石忠雄という者がAという事業場に就職した、そうして本日から六ヵ月働けば受給資格があるのかどうか、そういう実態を職業安定所ではつかんでおられるのでありますか、おそらく今日ではそうじゃないと思うのです。

○江下政府委員 どうもお答えを取り違えまして申しわけありませんでした。が、お詫の通り、現在の失業保険法におきましては、事業主が適用になつた、つまり失業保険法による強制適用事業場になつたという点を定め所に届け出るだけでございまして、そこに働いております個々の被保険者について何ら届け出をしないというのが、現在の法律でございます。

○倉石委員 今度の改正案では、それは明確にはならないと思うのですが、いかがでござりますか。

○江下政府委員 その点につきまして、従来とかく被保険者の権利の擁護、あるいは被保険者の受給の乱用といふ面が出来ましたので、今回の改正によりまして、その点を明確に規定をいたしたのでございます。十三条の三というところで「第六条各号の事業主又は第八条第一項若しくは第十三条第一項の認可を受けた事業主は、命令の定めるところにより、その雇用する労働

者についての被保険者の資格の取得又は喪失に関する事項を労働大臣に届け出なければならない。こういたしまして、個々の事業場といたしましては、従来のように、單に事業場が安定所に届け出る名前を届け出るうることはなくして、今度は個々の被保険者の名前等も書きまして安定所に届けることにいたしました。それで、離職をいたしました際に、果してこの者が当初から六ヶ月の資格があったかどうかといふことを安定所の方で確認するということを、今回の改正の一つの主眼点としたしまして、その点を置いておるのでござります。

○金石委員 被保険者に対して、何か手帳みたいなものを渡しておいて、そしてそれにA事業場に就職した、そして何月何日に離職したというふうに、自動車運転免許証みたいなものを交付しておけば、ただいまのような危険はなくなると思うのですですが、そういうことをどうして政府はおやりにならんませんか。

○江下政府委員 労働手帳の問題も、今実は検討いたしておりますのでございまが、実施いたしまして、この労働手帳というものが実際に有効に働きますのは、主といたしまして働きながら保険金をもらつておる、つまり給料を他にもらいながら保険金をもらつておる、この点がなかなか安定所でつかみがたい点がござります。そこで、もし被保険者手帳といふものを作るとしますれば、働きながら保険金をもらうということを、事業主に協力していただ

いて、働いた以上は、全部収入その他を被保険者手帳に書き込んでいいだなく、これを安定所に必ず提示させる、こういう形をとりますと、この点がうまくいくのでございます。実はいろいろこの点を検討いたしたのでございまが、その点については、事業主の全面的な協力が得られるかどうかというような点も考えなければなりませんので、これはなお、実施するとしましても、施行規則の方で考えられることと思ひますので、あわせて検討をいたしております。

うものはちよと現在の法律で取り締まることができないのではないかと思ふのです。そういうととに対しても、政府はどういうお考えをお持ちでありますか。

○江下政府委員　お話を通り、季節的な労働者に限りませず、いわゆる循環的な雇用といわれておりますもの、またこれは半年だけ雇われるなどを条件として雇用しておる、失業保険をもらうための雇用というものが、全般的な最近の傾向となりつつあるわけでございます。そこで、これらの方の対応策としては、従来、過去一年間に半年被保険者期間があればよかつたのを一年に延ばす、そういたしますと、一年のうち一部働いて一部保険金をもらうという弊害はなくなるのでござります。それでも、完全にはなくなりませんけれども、しかし、相当部分がこれで排除されるのでござります。実はその点についても、私どもこの法律の改正案では、慎重に考慮いたしましたのでございましたけれども、何と申しましても、一応現在まで六ヶ月被保険者期間を有しましたものに対しましては、百八十日の給付をいたしておりますので、これを全部一年に引き引き延ばすということにいたしますと、相当雇用秩序の面で大きな影響があることが考へられたのでござります。非常に妥協的な案ということになりますけれども、今回の改正におきましては、応その中をとりまして、特に短期の被保険者につきましては、被保険者給付日数を九十日にする。これでは、先生のおっしゃるやうに、まだ不正受給の完全な排除はできないのでございますが、今回の改正におきましては、この

案でもって処理をすることとが適当と案えたのでござります。

○倉石委員 法第二十三条に「詐欺の他不正の行為によつて失業保険金の支給を受け、又は受けようとした者に支給を受けない」とは、その失業保険金の支給を受け、又は受けようとした日以後失業保険金を支給しない。」これはまあ当然のことだと思ふのですが、「但し、やむを得ない」と事由があると認められる場合には「」とあります。ですが、この「やむを得ない」といふのは、どういう場合のことになりますか。

○江下政府委員 やむを得ない場合と申しますのは、本人が改僕をして、不正受給したあとすぐ、これは悪かつたことを自首をしたというような場合とか、あるいは不正受給の金額が非常に軽微である。というような場合等につきまして、一応考えておるのであります。

○倉石委員 政府当局もおわかりになつておられると思うのであります。が、私どもの知つておる範囲では、小さな事業場においては、経営者と雇用される者が話し合ひの上で保険金を支給させるような陰謀をやつておるもののが、相当数あるのです。それで私は、やむを得ないというようなことをいつていると、やはりそういうことで逃げる危険が非常に多いと思うのです。もちろん、今あなたの御説明になりましたようなものは、同情すべき点もあると思うのですが、何しろこれは国民の血税でできてる国の予算を使うことありますから、私は行政当局は、その点について十分に厳格にやつていただきとが、皆さんの義務だらうと思うのです。私はそういう見地から、この失業保険といったよ

ないわゆる社会保障制度を悪用する
は、普通の犯罪よりも重く考えるべ
だと思います。私は、今の御説明
よって、このやむを得ないといふこ
について、賛成も不賛成も申し上
るまでもありません、もう少しあ
われも検討してみたいと思うのであ
りますが、今度その第二十三条の二に、
従つて今私が申しましたような趣旨
らいれば、最終のところに「一部の引
還をすべきことを命ずることがで
る」と書いてありますけれども、命ず
ることができるのはおかしいので、当
然これは命じなくちゃならない。どう
してこういうふうに緩和的な言葉を
使っておられるか。

○江下政府委員 従来の規定におきま
しては、返還の命令を出しますもの
は、不正の受給を受けた者だけでござ
います。今回、先生のおっしゃるよ
な趣旨で、事業主となれ合いの上の不
正を防ぐために、特に事業主にものい
返還請求をなすことができるごとに
たしたのでございます。ただ、この規
定の書き方いたしまして「命ずるよ
とができる」ということにいたしてお
りますし、また「全部又は一部」とい
うことにもござります。これ等につきま
しては、先ほど私が二十三条のただし
書きにおいて説明いたしましたの
は、真に宥恕すべき事態の起つた場合
にのみは、やはり返還をさせないとお
くことができるということも考えなく
てはならないということで「できる」
ということを書いておるのでございま
す。なお、この「全部又は一部」と書
いてございまるのは、これは不正受給
金額の中で、必ずしも全部が全部不正
受給金にならない場合もございます。

私も認めるのでございます。しかし、この問題は、前段に申しましたように、この失業保険法は、非常に深刻化していくとする社会不安を救済する唯一のとりでござりますので、なお一そその点については御参考を願いたいと思うのであります。

それから第二に伺いたいのは、先ほど倉石委員より、詳細お尋ねがありましたが、やはり本法案の一番重要な扱いにくい問題であると存りますが、なお重ねてお伺いをいたしておきますが、季節労働者が失業保険を利用をして、いわゆるデカンショの現象が生立ってきている。これはまじめな労働者の生産意欲を弱め、種々の不徳徳を生む原因となつておると思うのであります。

○江下政府委員 私から御答弁させていただきたいと思います。お話を季節労働者に対する規制の方法といたしましては、この法案で考えておりますのは、季節労働者の稼働期間が、おむね九ヶ月以内でございますが、今回は六ヶ月から九ヶ月の被保険者期間の九十日いただいたのでございます。この点は、先ほどお答えいたしましたと重複いたしますが、実はこういう措置を講じましても、なかなかこれを

ございます。しかしながら、曲りなりとも一応現在までこの六ヶ月百八十日ほどの支給をいたしておったのでございまして、今直ちにこれをやめてしまうことには、その中間の九十日だけを支給する存せられますので、特に今回の改正によって、その乱用に対する警戒をできるだけ排除するという方針で考えた次第でございます。

に行き詰まつてくるのであります。これをもいかないと处罚するのには、「だか人情として忍びないところがあります。この季節労働者については、今まで労働省としても、取締りに区画をつけるのに非常に困難なケースでいろいろ御努力になつてゐるにもかからず、なお、かまえてこれを悪用しておる者があつて、そのため、むしろ農村の青年の生産意欲をそぎ、墮落せしめているといふような半面があるわけに、こうじうまくことに痛ましく半面もあります。そういう面だけ見れば、この季節労働者に向つて九十日と減額したということは、これはある意味での後退であることは免れないのですが、ありますから、そりへたような点について、労働省では多少の御調査をおこなつたことがございましょうか。

今、先生もおっしゃるように、一時急激に生活のかたを奪われるということもある。さりとて、それではこれまで通りほうっておきますと、先ほん申し上げましたよくなりますので、今回の改正といたまでは、これに対する大業保険の給付期間を従来より半分に軽減するという措置に、実出さるを得なかつたわけでございまので、御了承を願います。

○山下(春)委員 失業保険が保険である限り、保険料を納めない者には保険料を払わない、そういう意味から出れば、保険経済は成り立たないと見えます。そういう意味から出しますと、本法の改正に当りまして、五年あるいは十年という非常に長い年保険者であった者に對して、三十日ないしは九十日のプレミアムをつけたり、いうようなことは、非常に私は妥当な措置であると思うのですが、しかししながら、今申しました保険経済を破壊するようなことは、これはゆるい考え方ではなかなかつかみ切れないと思いますので、いつそことで、保険料を払わない者には保険金を払わない、というような制度を規定したらいかがでございましょうか。

○江下政府委員 失業保険は、偶然的に起ります失業に対して保障しますために、合理的に計算されました保険料を收入として運営されておるのでござりますから、仰せの通り、保険料がumatのように入らない場合には、保険は成り立たないのでございます。そこで、保険料を納めない者は保険金は出さ

中華人民共和國農業部農業科學院植物保護研究所編著《中國農業科學》

いということとは、確かに一つの考え方であります。諸外国等でも、このやり方でやつておる国が相当多いのです。ただ、日本の場合にいたしましては、これは御承知の通り、その面について必ずしも関連を持たせてないわけでございます。そこで私どもとしましては、保険経済に破綻を来たさせないために、できるだけ保険料の徴収を十分に行うということをやることによりまして、この問題を処理いたして参つておるわけでございます。現在でも経過いたしましたと、追徴金を徴収する建前になつております。ところが、現実の場合を見ておると、思ひます。これが保険料を徴収することによって、それは保険料を徴収する事由があるときは追徴金の面に付いて必ずしも関連を持たせてないわけでございます。そこで私どもとしましては、保険経済に破綻を来たさせないために、できるだけ保険料の徴収を十分に行うということをやることによりまして、この問題を処理いたして参つておるわけでございます。現在でも経過いたしましたと、追徴金を徴収する建前になつております。ところが、現実の場合を見ておると、思ひます。これが保険料を徴収することによって、それは保険料を徴収する事由があるときは追徴金

○江下政府委員 追徴金制度に対しまして今回有難規定を設けました。追徴金は、御承知の通り申告納付制度をとつております関係上、納付期限を一日でも経過いたしましたと、追徴金を徴収する建前になつております。ところが、現実の場合を見ておると、思ひます。これが保険料を徴収することによって、それは保険料を徴収する事由があるときは追徴金

○江下政府委員 総合補導所は、実は施設いたしましたのは一昨年からです。それで、その方針によつて措置をいたしておるのでござりますが、この点についてはなお将来の研究問題として期限までに納められなかつたという、十分考へてみたいたく思つております。

○山下(春)委員 私は今、非常に長期間の被保険者に対して、プレミアムをつけて余分に支払うといふことは、これは保険経済からいって妥当だとは申しましたが、しかし、給付日数を延長することによつて、将来の收支が赤字になるような原因になるおそれはありませんか。

○江下政府委員 保険経済の問題でござりますが、本年度は、この法案を通していただけますれば、九月から実施したいと思います。平年度にいたしまして、おおむねこの改正によりまして保険経済は收支のバランスが取れるといふ見込みでござります。

○山下(春)委員 その点につきましては、あくまで社会保険の精神を貫くため、なお一そく御研究を願つて、やはり保険経済が根本的に破壊しないような措置は、常に嚴重に立てられるいふことを希望するものであります。それから追徴金、延滞金についても、

同感でござります。しかし、生活保護を受けておる人々も、失業対策事業の対象になっておる失業者も、これは起きてみなければ結果がわからぬことですが、現内閣としましては、六ヵ年経済計画の線に沿ってだんだん減らしていく、日本全体の経済的拡大と、生産の増大による国民組織の増強に伴って、だんだんそういうものをなくしていこうという意願に燃えて計画の実施に当ろう、かような考え方を持つておりますので、この面におきましては、生活保護法の規定の適用を受ける人々が、今よりが急激に増加するといふことも考えられませんし、失業対策事業の対象になります人間も、完全失業者として六年目には四十六万三千程度に押えたいという考え方で諸施策を行なつていこうと考えておりますので、私どもとしましては、生活保護法と失業対策事業との関連性において根本的な対策を立てるとは、いついかなる時代においても必要であると考えておりますが、すべてのものが破綻してしまつておるとまでは現在考えておりません。

○滝井委員 私は、破綻とは言わないが、とにかく破綻の危機に瀕しておる、こういうことだと思うのです。

そこで、失業保険が、昨年たまたま十億の赤字で、現在は行き詰まつてない、ということございましたが、大

体政府は、今年は四万人くらいの失業保険の対象者を、昨年から見れば平均

日本現実の失業者の状態を、大まかに數字で二十八年、二十九年、三十年を見ていきますと、大体二十八年度に

おいては失業者が六十万台であったと

思つ。二十九年度になりますと七十万台が出てきておる。しかも、昨年の総理府の統計を見ても、八月末で七十一万というものが出てきている。さいやんなあなたは、労働省は責任は持てないのだといふ、倉石さんの質問に対しても御答弁になりましたが、今年はとにかく総理府が八十四万の完全失業者を出しました。それから滝井さんは一番多い三月九年が七十万台、今年はすでに八十万台が出てきたわけです。それと同時に、今度は失業保険をとる人たちの月の状態は、昨年までは四十万台であったはずです。従つて、政府は今年も四十万台と見ておるわけですねけれども、現実には、それは年間を通じて見なければならぬが、五十六万台は出てきている。現在の客観的な情勢から見て、五十六万台が四十万台にぐつと減るところでは、私どももとしましては、生活保護法と失業対策事業との関連性において根本的な対策を立てるとは、いついかなる時代においても必要であると考えておりますが、すべてのものが破綻してしまつておるとまでは現在考えておりません。

○滝井委員 私は、正確な数字を持たないで、私は正確な数字を持たないで、私が、とにかく破綻の危機に瀕しておる、こういうことだと思うのです。そこで、失業保険が、昨年たまたま十億の赤字で、現在は行き詰まつてない、ということございましたが、大体政府は、今年は四万人くらいの失業保険の対象者を、昨年から見れば平均

日本現実の失業者の状態を、大まかに數字で二十八年、二十九年、三十年を見ていきますと、大体二十八年度に

おいては失業者が六十万台であったと

思つ。二十九年度になりますと七十万台が出てきておる。しかも、昨年の総

理府の統計を見ても、八月末で七十一

万というものが出てきている。さいやんなあなたは、労働省は責任は持てないのだといふ、倉石さんの質問に対しても御答弁になりましたが、今年はとにかく総理府が八十四万の完全失業者を出しました。それから滝井さんは一番多い三月九年が七十万台、今年はすでに八十万台が出てきたわけです。それと同時に、今度は失業保険をとる人たちの月の状態は、昨年までは四十万台であったはずです。従つて、政府は今年も四十万台と見ておるわけですねけれども、現実には、それは年間を通じて見なければならぬが、五十六万台は出てきておりません。

○滝井委員 私は、正確な数字を持たないで、私は正確な数字を持たないで、私が、とにかく破綻の危機に瀕しておる、という情勢は、今の駐留軍の解雇の状態、特需減少の状態あるいは縮小部門のあいの危機の状態、続いて出て行く五十六万台が四十万台にぐつと減るところでは、私どももとしましては、生活保護法と失業対策事業との関連性において根本的な対策を立てるとは、いついかなる時代においても必要であると考えておりますが、すべてのものが破綻してしまつておるとまでは現在考えておりません。

修工事その他の事業がありますが、距離的に遠いということを行けない。はなはだしいのは四十キロもトラックに乗って行くという例さえある。こういう状態では、政府がこれとこれとこれをやりなさい、これには何人吸収しろと言つても、地域的関係その他にそれが失業対策の軌道に乗つてない。こういう面が非常に多くて、数字の面では計算が合うでしょうが、実際具体的な面においては、合わない面が非常に出てくるのです。こういう点で、なるほど机の上では合理的なものに見えるが、実際面になると非常に大きなギャップがそこに出てきておるということを感ずるのである。そういう点は、大臣は豊富の出身ですから御存じだと思いますが、そういう点も加味して、もつと具体的に——私はせいぜい三十五六万だと想うが、大臣の方の考え方でいえば六十万以上吸収することになるわけですが、その点をもうちょっと明白にしていただきたいと思う。

に調査いたしまして、失業者の発生しておる地区に、人數に応じて失業対策事業を行つうということは現実にやつております。また建設省、通産省に計上しております予算を使います場合も、労働省で十分に関係各省とも打ち合せまして、ここにこれだけの失業者がおられるから、どういう事業をここでやつてくれということを話し合った上で、失業者を吸收するということを現在具体的にやつておりますし、まだ完全とは申されませんけれども、逐次そういう傾向をもつて進んで行つたならば、瀧井さんの御懸念になつたような、今までのような結果でなくして、よりよい結果が生まれてくるということを私は確信しております。

五十五才前後が定年の基準になると考えられるのです。ところが、厚生年金は、昨年の改正で六十才になければもらえない。そうしますと、五十五才の定年制になると、厚生年金をもらうまでの間に五年間のブランクができるのです。また日本の平均寿命は六十五才となっております。平均寿命でいくとそこに十年のブランクがある。従つて、少くとも厚生年金をもらうまでの五年間というものは、どこかで働かなければならぬのです。現在の日本の人口構成からいいますと、次第に老人の人口がふえてきております。従つて、この老人人口といふものを、遊ばしておくわけにはいかない。まあ能率は幾分落ちておるかも知れない。しかし、能率が落ちておるからといって、今われわれが議論しておるけい肺とは違つて、肉体は健全である。生理的に落ちておるだけであつて、臟器に故障があるわけではない。そうしますと、この老人人口を、やはりどとかの職場で働かせなければならないという対策は当然出てこなければならない。すでにヨーロッパ、アメリカにおいても、この老人人口の問題は、就職における非常に大きな問題になつておる。もちろん一部は社会保険として養老院その他の完備で、そこへ送られていくでしょう。しかし、日本の老人を全部養老院に吸収するわけにはいかない。従つて、当然、余つておる労働力を日本の生産に活用するという形が出てこなければならぬと思うのです。先般經濟審議庁長官の高橋さんに、今後数年間に日本の老人人口は労働力の中に相当大きな比重を占めてくる情勢にあるがどうするのかと質問したところ、私

の会社では退職した人を全部集めてやっているが、非常に能率が高い。五十五才を給料のピークとするならば、六十才になつたらそれから何ぼ下げるといふようにしたら、なかなか調子がいい。だから、私はこれを一つみんなに普及しようと思つておるというお話をあつたのですが、そういう高崎さんみたいに、大臣になつて太っ腹の人なら、それができるか知らないが、普通の会社ではそれはできない。従つて、厚生年金の六十才と五十五才の定年との間の五、六年という問題は、今から真剣に労働者としては考えなければならない段階にきておる。もちろん五十五才あたりでやめれば、九ヶ月の失業保険がもられて、九ヶ月はしのげますのが、あとはしのげない。こういう形が出るので、この老人の労働力について、労働省は今後どういう計画を立てようとしておられるのであるか、お伺いいたしたいと思います。

生する定年制の問題に対しましては、各企業々で相当な考慮を払っていただければ、大した摩擦なくして、五年前くらいのことは何とかやっていけるそうに考えます。しかし、これは各企業に従事しておる雇用関係のある人たちでございまして、それ以外の各地方々々の特異な内容を持つた五十五才以上の人々が、一つの地方に大せい集まっておるということであれば、また何とか方法があると思いますが、全国各地にばらばらになって、しかも質と内容の違う人が、ただ年令だけ同じような年令で散らばっておるというものを、国家的にまとめてどうしようということは、これは非常に困難な問題と考えます。従つて、労働行政の面においては、やはり一種の失業者という感覚の上に立つて、何らかの対策を実際に今から講じて方遺憾なきような措置をとる以外には、今のところちょっとと方法はなかろうと思って、労働省といたましても、今後そういう問題に対しましても、研究を進めていきたいと考えております。

ものが、五割以上を占める状態が出てきました。さいぜん申しましたよろこびました。さればすでに一つの職業となつて参つたところの日雇い労務者と、いうものを、あの普通の賃金の八割といふようなワクで今くびつていっておなつて参つたところの日雇い労務者と、いうかどうかということです。現在、こういう日雇い労務を使う失業対策の合理化、効率化ということが、非常に大藏省あたりで唱えられてきたわけです。そういう面からも考へて、最近日々雇い労働者の中で、体格検査をやつて甲乙なんか作つて、能率のいい、体格の隆々としたのは何かほかのところに持つていくのだ、こういふような話も出てきておるわけです。どういう面から考へても、日雇い労務者の取扱い方について、考へなければならぬ状態が出てきていると思うのです。日本の生産力の拡充といふものが、急速に二、三年の間に進んでいけば、それはいいでしよう。しかし依然として、さいぜんも御説明になつたように、もう三十二年になつても四十三万五千という失業者は依然としてあるので、十万か十五万しか吸収されない。こういう点から考へても、あの緊急失業対策事業なり日雇い労働者自身について検討する段階がきておると思うのですが、その点、大臣はどうお考へになりますか。

一つ私が考えておりますのは、現在の失業対策事業というものは、緊急就労対策事業とかいう基本理念のもとに作られたものでございまして、毎日々々その日その日の失業者を救ふ、どういろいろながらも、生産性を帯びた建設的な事業を、しかも長期にわたって、今のはやりの言葉で申しますならば、雇用の継続、連続と申しますか、そういうことで一定の雇用関係が成り立つといううな建設的な生産性の強い失業対策事業を行わなければ、国費をただむだに使うことになつて、ちつとも効果がなかつて、捨てるような金だ、言葉は悪いながらもわかりませんが、そういうふうに考えておりますので、今度の予算でも、特別失対事業費として三十五億取つたわけでございますが、こういふふうに、どうせ失業者というものが日本経済の実態から考えて、一人もいなくなつるということはももちろん考えられません、相当数の対策をする職を持たない人が将来も発生するであろうということだけは考えられますので、これに対しましては、今申しましたような雇用の継続というような意味合いでおいて、相当長期の事業を計画的に失業対策事業として実施をしていく。そういうことになりますと、従つて労働能力の高い者と労働能力の低い者と二つに考え方を分けて、失業対策事業といふものを考えざるを得なくなつてくる。労働能率が高くて、賃金をよけい払つて、しかも建設的な事業に従事する者は一定の雇用の継続をするという形で失業対策事業を考えます。それからそ

他の労働能率の非常に低い人で生産する。保護法の適用を受けるまでに至らぬ失業者、これに対しましては、今までの考え方による失業対策事業として、一般的の労働賃金よりもある程度低い賃金であっても、どうにか生活がまかなつていけるという程度の軽易な失業対策事業というものと、二つ併用して将来の失業対策事業は考えるべきであると考えております。従つて、失業対策事業の対象とする人々に対するところの労働問題と申しますか、雇用関係と申しますか、こういふものも、日雇い労務者に対しましては、根本的に一つ検討する段階に現在来ておるものと、かようになります。

集団的にどうするかというと、いろいろな困難でござりますが、軽度の技能と申しますか、これだけ習得しておったならば、少くとも整度な仕事をあれば支障なくやっていけるであろうと思われる程度の職業の補導は、職業補導所の拡大によって、そこに半年から一年なり収容して、職業の補導を中心として就職のあつせんをするという考え方を持っておりまして、今年度も予算をある程度ふやしておりますし、年間通じまして五、六万人の人間は職業補導所に収容して、そうして就職のあつせんをするだけの実態をもつて対策事業を考へておるわけであります。

ままでのところは、私どもいたしては、そういう放棄の傾向が目立っているというふうには承知しないのでござります。

○滝井委員 あとでその数を調べて、わかれれば一つ教えていただきたいと願います。

それから、少し法案に関連はないところでございますが、倉石委員の質問に對して、最近、石炭合理化によつて、不良炭鉱を買い上げる。そのため本年度四千七百人の失業者が出ると、いう御説明があつたのですが、その四千七百人の中には、いわゆる縦坑の方で、掘つて合理化をして、その合理化のため出てくる失業者も入つておるのであります。

○西田国務大臣 それは入つておりますせん。

○滝井委員 そうしますと、当然本年度においても、開発銀行から六十億くらいでしたかの融資も出るし、それがから現実に着々とすでに大手筋の炭鉱では縦坑の開発が行われておるわけですね。従つて、この面からも、本年度これから来年度にかけては、失業者が出てくると思うのです。その失業者はどのくらいになりますか。

○西田国務大臣 滝井さんも御承知と申しますが、炭鉱労働者の新規雇入をしないことによる自然減少が、太体今までの数字から申しますと、年間平均一万五、六千人は常時減少していくという実績が示されています。従つて、今縦坑のこといろいろおしゃいましたが、合理化、機械化によって人員の減少を来たすものは、新規の雇い入れをしなければ、そう大しつかまでもない程度の職場転換をはかる必要もない程度

で、石炭合理化に見込まれております。あと三万近い人間は、五年間で何とか、新規に雇い入れさえしなければ、失業者として考えておきません。失業者として考へなくていいのではなく、どういうふうに考へておきますが、そのうちにおきましても、合理化が急速に進んで、自然減少より以上の失業者が出て、そして配置転換もできないというような失業者に対しましては、これはやはり国として何らかの措置を講じなければなりませんので、そのことは、十分數字的に、現地の企業所々々によって調査しまして、それに対しては万全の措置をとりたいと考えております。

しゃるような準備ができるいなければならぬはずでございますが、この準備と申しますのは、労働省だけできることでございません。各仕事の現場、それから通産省で案を作りまして、どういう基準でどういうものを買上げて事業をやめさせるかというのを、具体的にある程度計画性をもつて対策事業としては、考え方がありますので、従つて計画のはつきりしないものを予算に計上するということも考えられませんと、労働省の方の失業率も参りませんし、またその当時ははつきり石炭企業合理化促進法案というのを、国会に提案するということとも考えられておりませんでしたし、御承知のように選挙管理内閣としていわれておった鳩山内閣でありまして、選挙で勝つであろうとは思つておりましたけれども、内閣が作れるであろうかどうかということも、これは確信を持って申し上げられなかつたのでございまして、従つて選挙が終つて後の問題でございます。新しい問題を織り込んで予算をどうするどうするという段階に至らなかつたがために、実は一般会計あるいは資金の運営の面においてのことですが、予算の面で現われないで、閣議決定のまま残されておる、これが実際の実情でございます。しかしながら、合理化法案が通いたしまして効力を発生した場合においては、困らないだけからの御答弁を聞いてみましても、必の措置をするよう閣議決定をいたしております。

のものについて、われわれは確信を持てないわけです。いわば、非常に机上プラン的に要素が多いという感じを受けるわけです。そうしますと、そういう机上プラン的な要素の多い予算の上から、さらに今度は、それに現実に具体的な失業者の出る炭石合理化法案そこで少しございますし、なおこれに縦坑の開発その他もあるし、あるいは不測の事態といふものは、特需や駐留軍労務者等の関係、あるいは綿布の部門のように、不測の事態も起つてくる可能性もあるわけです。そういうものをいろいろ加えていきますと、やはり政府は合理化をほんとうにやろうとするならば、われわれはこの合理化に反対なんですが、当然万全の失業対策といふものがそこになれば、具体的に今まであった失業者に対して、きわめてどうもはつきりしない状態なんだから、いわんや今後のものはなおはつきりしないという疑いを持つ可能性が十分出てくる。だから、もう少しこれを具体的に予算の裏づけまでつけたものを当然やるべきだと思う。そういうやるべきだということは、政府はそれがためには、少くとも臨時国会でも開いて補正予算でも出すのだ、こういう御言明がなければ、単なる内閣で財政措置をやりますといつても、鳩山総理は何か参議院の予算委員会でも、補正予算は台風でも来ない以外には絶対に組みません、組んだら善処しますと言明をされておる。大臣は何がやるんだという。今の一兆円予算の中、行政措置というようななまやさしいことで

は、この鳩山内閣の重要な法案のトップでもある合理化法案というのも、そろそろやすやす乗り切れぬ状態が出てくると思う。もっとこれは補正予算を組むとか、財政的な裏づけのある失業対策というのをお示し願いたと思う。

○西田国務大臣 お答えいたします。
使う、使わぬにかかわらず、財政的な裏づけをはつきりすることによって、整理を受ける人たちは安心感を持つことであろうということは、あなたのいらっしゃる通りです。実際の問題としてこれを申し上げますと、石炭合理化促進法が通りまして、整備事業団ができるのは九月であります。従つて、整備事業団ができまして、そうして炭鉱の整備にかかりまして、経営者、労働者の話し合いのできた炭鉱が、らこれを処置していくことになりますと、おそらく実際に炭鉱の開発が始まりますのは、歴年でいましても早くても十二月、おそらく一月、二月という時期になろうかと思います。従つて、かりにそういう時期にできましたのも、その炭鉱に働いておりました人が解雇されましたところで、最小限度六ヶ月間の失業保険を受けられる。これは失業保険をもらわないと働くんだどうは望ましいのですが、そういう場合はあまり多く考えられません。従つて、財政的な裏づけ、予算的な裏づけといふものが、今形式的にはつきりしてなくとも、実際問題としては、そろそろさんのいらっしゃるように困るような実態の運営にはならないと、私はかうに考えております。

げの対象になるのは、現在歩いているところです。炭鉱といふものは買ひ上げの対象になります。現実に歩いていけるような炭鉱は、労務者は緊急失業対策に出るか、生涯保護の対象になつておるのであります。そんでもうも今度の合理化法の中では対象になつてゐるわけですから、最近の状態をござになると、ここ一、二ヶ月の間に炭鉱の再開が非常にふえてきました。再開といつても、それは全然労働者が入つて再開しているわけではない。保安電力を送り、そうして水を揚げておるという、いわゆる歩いているところのなんです。こういうものは、すでにハニモニカ社名の労働者と、いうものは、失業保険をもらつて切れた人が、あるいは生活保護の対象になつてゐるが、緊急就労対策で日雇いには、保安電力を守り、あるいは水揚げを行つておる、こういう事が相當ある。こういうものが多い。ですから、そういう状態から考えてみると、これは今大臣が言われるようく、急ぐ必要はないと言つても思つ。しかし、それは今の対象になつておるどどつと出てくるものは、この法案が出てくると同時にどどつと出てくるものは、私はさういうものが案外多いのではないかと思つ。こういう点も考えられるわけですか。

括的に入っておる。ことに御有矢の選定であります。なお、今炭鉱を始めてみるとおっしゃいますが、炭鉱合理化促進法によりますと、法律が通過しますと、その当時から六ヶ月前から作業を継続してやつてないものは、買い上げの対象にならぬという基準があるよううでありますから、急に炭鉱を始めても、それは買い上げの対象にならぬと考えておりますので、これは滝井さん、法案を読まれたら御承知ができると思います。

時工を非常に多く雇う。しかも一ヵ月ないし二ヵ月。仕事が余れば切りかえていく。もちろん切りかえた人で六ヵ月以上納めれば、失業保険の象になると思いますが、とにかく臨工的なものが地方自治体にも多くなっておりまして、民間の企業にも臨時工が相当多くなってきておる。大体職業の時にも、臨時工の問題は、政治的大きな問題となつたことを私は記憶しておりますが、この季節労務者をいう形ですぱりと切ることになつてますが、臨時工との関係はどうなつか。それから現在日本の臨時工はよ

業保険の関係も臨時工とそれ以外とを分けて実は今まで調査をいたしておりません。非常に残念でございますが、これをもって御了承願いたいと思ひます。

○中村委員長 それでは井堀繁雄君。

○井堀委員 はなはだ勝手で恐縮でございますが、実はわが党といたしましては、この失業保険の改正について大きな関心を持って、あるいは法案に反対するかもしれないという考え方をとっておるのであります。それは、今までそれぞれ討議をされております過程でも、ある程度明らかになつてゐるところですが、一つは農民食の攻防につ

そこで、デフレ政策、緊縮政策は、これはもう好む、好みないじゃありません、現在の自由主義経済、資本主義経済が遂行される限りにおいては、どうしても労働者に犠牲を強要することになることは、どんな有力な政治家が現われて手腕をまるいましても、落ちつくといろはきまつておる。こうどう点から、先ほど倉石委員が政府の見解をただしております際に、私は非常に重たゞ思ひましたけれども、一、二お尋ねをいたしたいと思います。

この労働者の見方と経審長官の答弁とは、数字の上に、かなり食い違いがあるようになります。経審長官は、失業の対象として、政策を盛る場合に考えなければならぬことは、不完全労働もしくは潜在失業といわれるようなところの労働人口の動きを正確に把握するのでなければならぬということを、直に御答弁なさつておる。その数字は一体どのくらいと見るべきかといふことを、これは立場とそ違え、政治を志す者としては、当然明らかにする義務があると思いまして、私の見解を述べ、参考意見の考え方、政府の見方

〔委員会中止〕
○中村委員長　速記を始めて下さい。
○滝井委員　では時間の都合がありま
すから簡単にしますが、今度のこの失
業保険の改正で、段階をとられておりま
すが、五年以上の勤務者が離職する
場合というのは、私は非常に少いと

た。それで現石井の臨時工は、
いう情勢にあるか。と同時に、この
時工がどの程度失業保険の対象にな
ておるのか。現に失業保険をもらつ
いる人の中に、臨時工的な要素のあ
る——季節労務者は二十二万と出ま
たが、なかなかおわかりにくいと思

い
の
に
て
臨
ておらず、またこの失業保険の改正の
時期が、さわめて私は重大な時期にあ
るということになります。これは政府
の提案説明の中にも明らかになつてお
ります。ようやく、一方では鳩山内閣の經
済政策として、また内閣全体の政格を
表わす一般の政策の中から判断いたし

力が関心を持たず、それが、私どもの委員会におきまして、同じ國務大臣の経験者長官にただしたのであります。それは、一番大事なことは、現在の日本の労働力の実態をどういう工合に把握しておるかということ、それがどう推移していくかということ、しかもこの内

をただしたのに對して、約一千万ないし八百万といふものについては、私もこの失業対策の対象にしなければならぬということは同感だということが、速記録をごらんになれば明らかにされてゐるわけです。もちろんこの一千万

思うのです。保険経済の危機を乗り切るために、一方においては五年以上の人が非常に優遇する形ができるけれども、しかし、実際の保険の対象を受け取る人というのは、一、二年で離職する人が非常に多い、特に季節労務者的なものが多いわけであります。さいぜん大臣は二十二万一千ですか、何かそういう御答弁になつた。そういうように非常に多い。そこで、五年以上の者で離職する人は大体どの程度あるのかといふことと、それから同時に、季節労務者と関連して臨時工です。さいぜん倉石委員も、いろいろ御質問になつておったと思いますが、最近の日本の雇用状態を調べてみると、非常に臨時工が多くなってきたということ、たとえば市町村の自治体の状態を見ましても、微

○江下政府委員 五年をこえる者のがわかつてお
ますが、そういうものがわかつてお
ば御説明をお願いしたい。
これで一応終ります。

給者がどのくらいあるであろうかと
うことでござりますが、昨年の実績
見ますと、全体の失業保険の受給者
五万のうち、七万五千になつております。
なお、この受給者は、受給期間
延長いたしますとすれば、なお相当
えるという私どもの見込みを立てて
るのでございます。

それから、臨時工の問題の御質問
ございますが、これはまことに残念な事
ございまさるが、臨時工を全国的に把
いたしました統計というのは、実はな
いのでございます。これは推算以外
は方法がないと思います。それから

れまして、たとえば経済政策で、これに明瞭かにされておるよう、緊縮政策を打ち出してきておる。しかも一兆円のワクの中でデフレ政策を行おうといふことで、さらに一部でありますけれども、基本産業については企業の合理化を行おう、こういふ一連の政策といふもので、日本のような労働力のきわめて過剰な、人口問題それ自身が大きな社会問題になるうとしておるときに、こういう基本的な政策がとられれば、これはどんなにつじつまと合せた説明をしようとしても、現実は大きな失業問題としてはんらんせざるを得なくなってくる。こういう乱暴さをまるで見解で、この際失業保険を改正しようということについては、よほど政府の意のあるところをただしておきません

閣は、六ヶ年間の長期経済計画といふものを曲りなりにも発表しておる以上は、この中に、それぞれ納得のできる説明が必要なのでありますて、この点を実はお尋ねいたしまして、その答弁は速記にも明らかになっておりますが、現在日本の失業対策の対象になる人口といふものは、今の不徹底な調査に基く完全失業者をもつて論議の対象にするということは、これは私は危険なことであると思うのです。それは、先ほども御答弁の中にも明らかになり、私はむだを省きたいと思いますが、倉石委員の質問で、労働大臣が御答弁なされましたので、私は非常に不可解に思つて資料を調べてみました。倉石委員は、政府のと言いましたが、労働省の提出しております官報付録の五月二日付

といい八百万という潜在もしくは不完全労働者が、どういう性格で、どういう数字になるかということの正確を期することは、日本の現状においては、何人も困難だと思うのです。しかし政治的な問題を政策の上に盛る場合において、これを把握することは必ずしも至難ではない、いろいろな資料があるわけですから、経審長官もどういう答弁をなさつたものと思う。現に労働省は、私はさつき六百万と言いましたが、労働省は完全失業者六十数万、六百万に達するといわれる潜在失業ということをここに明らかにして、しかもそれを政策の基本的な内容にしておったのです。この論文を私は読まぬですけれども、これは労働省の発行したものなんですね。これは常識なんですね。

根拠的に入つておることには従事者の選定がなされ、繼續してやつてないものは、買い上げの対象にならぬとおっしゃいますが、炭鉱合理化促進法によりますと、法律が通過しますと、その当時から六ヵ月前から作業を始めますから、急に炭鉱を始めても、それは買い上げの対象にならぬと考えておりますので、これは滝井さん、法案を読まれたら御承知ができると思います。

○中村委員長 ちょっと速記をとめて下さい。

○中村委員長 速記を始めて下さい。

○滝井委員 では時間の都合がありますから簡単にしますが、今度のこの失業保険の改正で、段階をとられておりますが、五年以上の勤務者が離職をする場合というのは、私は非常に少いと思うのです。保険経済の危機を乗り切るために、一方においては五年以上の勤務者が離職をする場合といふのは、非常に優遇する形ができたけれども、しかし、実際の保険の対象を受けれる人というのは、一、二年で離職する人が非常に多い、特に季節労務的なものが多いけれどあります。さいぜん大臣は二十二万一千ですか、何かそう御答弁になつた。そういうように非常に多い。そこで、五年以上の者で離職する人は大体どの程度あるのかといふことと、それから同時に、季節労務者と関連して臨時工です。さいぜん倉石委員も、いろいろ御質問になつておったと思いますが、最近の日本の雇用状態を調べてみると、非常に臨時工が多くなってきたということ、たとえば市町村の自治体の状態を見ましても、微

時工を非常に多く雇う。しかも一ヵ月ないし二ヵ月。仕事が余れば切りかえていく。もちろん切りかえた人で二ヵ月以上納めれば、失業保険の象になると思いますが、とにかく臨工的なものが地方自治体にも多くなっておりますし、民間の企業にも臨時工は相当多くなってきておる。大体職業の時にも、臨時工の問題は、政治的大きな問題となつたことを私は記憶しておりますが、この季節労務者をどういう形ですぱりと切ることになつたのですが、臨時工との関係はどうなつか。それから現在日本の臨時工はないう情勢にあるか。同時に、この時工がどの程度失業保険の対象になつておるのか。現に失業保険をもらつてゐる人の中に、臨時的な要素のものが——季節労務者は二十二万と出ますが、なかなかおわかりにくいと聞ますが、そういうものがわかつておれば御説明をお願いしたい。

これで一応終ります。

○江下政府委員 五年をこえる者の受給者がどのくらいあるであろうかとございますが、これはまことに殘念ながらございまが、臨時工を全国的に把握いたしました統計というのは、実はないでございます。これは推算以外は方法がないと思います。それから

業保険の関係を臨時工とそれ以外とを分けた実は今まで調査をいたしておりません。非常に残念でございますが、これをもって御了承願いたいと思ひます。

○中村委員長 それでは井堀繁雄君。

○井堀委員 はなはだ勝手で恐縮でござりますが、実はわが党といたしましては、この失業保険の改正について大きな関心を持って、あるいは案に反対するかもしれないという考え方をとっておるのであります。それは、今までそれを討議をされております過程でも、ある程度明らかになつておられます。この失業保険の改正の時期が、きわめて私は重大な時期にあるということであります。これは政府の提案説明の中にも明らかになつておりますように、一方では鳩山内閣の経済政策として、また内閣全体の政格を表わす一般の政策の中から判断いたしましても、たとえば経済政策で、ここに明らかにされておるよう、緊縮政策を打ち出してきておる。しかも一兆円のワクの中でデフレ政策を行おうといふことで、さらに一部でありますけれども、基本産業については企業の合理化を行おう、こういう一連の政策と、いうものを、日本のような労働力のきわめて過剰な、人口問題それ自身が大きな社会問題にならうとしておると、こいつは基本的な政策がとられれば、これはどんなにつじつまとさせた説明をしようとしても、現実は大きな失業問題としてはんらんせざるを得なくなつてくる。こういう乱暴さをまるで見解で、この際失業保険を改正しようということについては、よほど政府の意のあるところをただしておきません

そこで、デフレ政策、緊縮政策は、これはもう好む、好みないじゃありません、現在の自由主義経済、資本主義経済が遂行される限りにおいては、どうしても労働者に犠牲を強要することになることは、どんな有力な政治家が現われて手腕をまるいましても、落ちつくところはきまつておる。こうじう点から、先ほど倉石委員が政府の見解をただしております際に、私は非常に重大な関心を持ちましたが、私も他の委員会におきまして、同じ国務大臣の経審長官にただしたのであります。それは、一番大事なことは、現在の日本の労働力の実態をどういう工合に把握しておるかということ、それがどう推移していくかということ、しかもこの内閣は、六ヶ年間の長期経済計画というものを曲りなりにも発表しておる以上は、この中に、それそれ納得のできる説明が必要なのでありますと、この点を実はお尋ねいたしまして、その答弁は速記にも明らかになつておりますが現在日本の失業対策の対象になる人口といふものは、今の不徹底な調査に基く完全失業者をもつて論議の対象にするということは、これは私は危険なことであると思うのです。それは、先ほども御答弁の中にも明らかになり、私はむだを省きたいと思いますが、倉石委員の質問で、労働大臣が御答弁なされましたので、私は非常に不可解に思つて資料を調べてみました。倉石委員は、政府のと言いましたが、労働省の出しております官報付録の五月二日付

この労働者の見方と経審長官の答弁とは、数字の上に、かなり食い違いがあるようになります。経審長官は、失業の対象として、政策を盛る場合に考えるにあればならぬことは、不完全労働もしくは潜在失業といわれるようなところの労働人口の動きを正確に把握するのではなればならぬことを、正面に御答弁なさっておる。その数字は一体どのくらいと見るべきかといふことを、これは立場とぞ違え、政治を志す者としては、当然明らかにする義務がある思いまして、私の見解を述べ、経審長官の考え方、政府の見方をただしたのに對して、約一千万ないし八百万といふものについては、私もこの失業対策の対象にしなければならないことは同感だということが、速記録をごらんになれば明らかにされておるわけです。もちろんこの一千万といい八百万といふ潜在もしくは不完全労働者が、どうじる性格で、どういう数字になるかとの正確を期することは、日本の現状においては、何人も困難だと思うのです。しかしながら問題を政策の上に盛る場合において、これを把握することは必ずしも至難ではない、いろいろな資料があるわけですから、経審長官もこうじる答弁をなさつたものと思う。現に労働省は、私はさつき六百万と言いましたが、労働省は完全失業者六十数万、六百万に達するといわれの潜在失業といふことをここに明らかにして、しかもそれを政策の基本的な内容にしておつだのです。この論文を私は読まぬのですけれども、これは労働省の発行したものなんです。これは常識なんです。

今日これを六百万といううか八百万といふか一千万に押えるかということは、程度の相違だと思う。一番問題になりましてのは、潜在失業もしくは不完全労働、ことにその前提となつておりますのは、日本産業の特徴であるといつておる家内労働者なんです。昭和二十六年から二十八年の日本の労働人口の移動について、労働省はここに責任ある説明を加えた。これは私は過去の実績に基く数字であるから、正しいと思う。こういうことを言っておるのであります。日本の労働人口の移動の中で、その増加の実態は、昭和二十六年から二十八年にかけ三百万に及んでいますが、その半数以上が家族従業者の増加であつて、就業労働力とはいっても近代的雇用労働力ではない——問題はここなんです。でありますから、單に潜在失業、潜在失業といふのではなく、ここで失業保険の改正を行おうといふ場合に、こういう情勢を見通しておるにもかかわらず、一体日本の産業構造といふものをどういう工合にいながらになっておるが、政府の正確な日本の事業場の実態調査の総理府統計局の資料に基づきまして、これは昭和二十六年のものしかまだきておらないのでありますが、二十六年のものを取り上げてみましても、五人未満の少數の従業員を雇用しております業種、その業種のうちの五人未満の事業場といふものが、全体の八一・五%、すなわち全体で三百十九万八千余のうち、

二百六十六万二千が五人未満の事業場になつております。ここに雇用されおります労働者の数も、製造業だけで見ましても、四百八十四万人の多さに達しておるわけあります。これがこの失業保険とは無関係に置かれておるわけです。どういう問題に触れない失対改革なんていうものは何事だ。また内容におきましても、他の委員も指摘されました、この改悪にひとしい条項が出てきておる一体進歩か後退かわからない。こういう本質を論する大事な問題について、私は政府の所見をただしておきたい。中小企業対策に対しても、一体基本的なものがあるかについて、他の委員会でただしてみたのであります。これは残念ながら、従来よりも一歩も出ていない。抜本的な対策はないのですから、今後一番失業のうき目を見るであろう、すなわち緊縮政策なり、合理化あるいは財政の引き締めなどによってこうむる一番大きな被害の産業は、この零細企業なんですね。これが結局今後失対事業にはんらんして出てきたり、失業保険がから回りてくるわけですから、私は政府が言つておりますように、抜本的改革ができるとは思わないが、前進の姿をとつてもらわなければならぬ。

それから次に伺つておきたいのは、もうすでに駐留軍労働者の問題、あるいは特需労働についても、本委員会でも特別委員会を持つたくらいでありますけれども、現在の実態といいたしまして、現に大量失業が出てくる。こういう目に見えた失業増大があると同時に、一番目に見えない、しかも日本企業の大きな動きを示すであろう繊維工業、特に日本の経済の一番弱点であります、しかもそれがいろいろな意味合いでにおいて日本の経済の大きなファクターを占めておりました中小企業、あるいは家族労働、こういうものを一休失業対策の外に置いてお考えになるのか、この際、多少でもそういうものの中に取り入れようというお考え方があるか、まずそういう点に対する所見を伺いたいと思います。

して、現在施行されております失業保険の状態から考えますと、そういうもののを今一時に強制加入として加えてしまいますと、保険経済の負担する負担が非常に大きくなるために、あるいは保険料率を大幅に引き上げなければならぬ。いろいろな問題がありますので、今回の失業保険法の改正に際しましては、ござつた次第でございます。しかしながらも、五人未満の労働者を有する事業所を強制加入にするといふ改正を行わなかつた次第でございます。しかししながらも、五人未満の労働者を有する事業所といふども、失業保険の強制加入の対象にはなつておりますけれども、これは任意包括の対象になつておりますので、加入しようと思えば加入されることはありますし、現在においても、任意加入しております事業場は相当数ありますて、人員の数は十万人程度であります。が、そういう人々は失業保険の適用を受けておるという実情でござります。従つて、将来の問題といつてしまつて——将来といつても、何十年先といふわけではありませんが、今後の問題といつてしまつては、当然五人未満の事業所でも強制的に失業保険の対象として恩典に浴する、そういうような改正を行わざるを得ないであります、かように考えております。

大臣が申しましたように、行政適用以外の面、つまり中小企業五人未満のもの、あるいは農林関係におきましても言えると思いますが、この数は約十万ある。この実際の運用をいたしましては、もしこれをただ放任的に自由に届出制度でやりますと、選択のおそれもございますので、現在は一層各地方の官庁の認可制度にいたしております。現在のところ、そなった中小企業のものの適用につきまして、特にこれを排除するというようなことはいたしていないつもりでございます。

○井堀委員 今の政府委員の答弁は、私の大体想像しておったところです。私は勧奨するかということを具体的に聞いたのです。今認可制度というようなことですが、ここに私はこの法案の改正の第二の大変な疑いがある。先ほど来、他の委員が御心配になりましたように、不正受給を防止するということについては、私も全く同感です。保険が不正に利用されるようになりますことは、私は同感でありますけれども、しかし、どういう方法でそういう不正を防止するか、またその不正の原因がどこにあるかということをどういう立場に政府はつかんでおるか、またその対策をどう立てるかということは、非常に重大な問題であります。ところが、残念ながらこの法案に現われておるところ、あるいは今まで他の委員の質問に対する政府の御答弁は、全く私にとっては心外にたえないという感じを受けておりますので、私の間違いかもわかりませんから、この点を明らかに

しておきたい。それは、この改正案のたしか新しく条項を設けることになつておりますが、この不正を防止するため、取得及び喪失の認定を政府の役人でやろうという考え方、これはいろいろ重大な問題が出てくると思う。どうまい議論はあとでやりますが、政府の施策について私はお伺いしておる。問題は、こういう保険は、先ほど来論議されておりますが、私は保険の本質に対する政府の見解が大事だと思ふ。障害保険や生命保険は、今日の民間の福利団体が経営しておりますが、この公的性格を持つものであります。この失業対策、すなはち当然政府の政策の破綻から起つてゐる、あるいは日本経済それ自身の持つ病として出てくる弊害をチェックしていくなければならぬことは、政治の本道なんです。失業者を救済するという必要は、政府の政策の破綻から当然起つてくるのですから、その当然起つてくるものの事前の対策がなければ緊縮政策をやる資格は政府にない。一方に緊縮政策をとる以上は、そこには当然失業者が出て、人口の増大と日本の敗戦における諸事情からくる日本の社会的な責任をどういう工合に処理していくかというところは、倉石さんも言われたけれども、それが労働者にしわ寄せされるようになつたら無政府状態だ、公正な政治じゃない。労働者にしわ寄せせられようが、経営者にしわ寄せせられようが、国民の一部に偏して背負わせる、そんな政治がありますか。犠牲は公平に国民が分担すべきである。この点については、失業保険というものは、その責任を国なり社会なりが負うという保険制度であるということは、争う余

地がないのであります。そこから起つてくる保険制度の中の欠陥を是正するために、結局角をためて牛を殺すよんな、保険をいろいろに不正利用をおる事実を私は知つております。中には、全く保険制度それ自身の幼稚なために、補強をしなければならぬとされるわれは見ておる。むしろ、それに頼する傾向が強いと思う。だから、そういうものを結局是正するという形にならなければなりませんが、これは具体的にここに出ているからお尋ねのですが、これが監督を厳重にやろうとするならば、私はこの不正を防止するためには、一体何人失業保険に關係する公務員を増加するつもりであるか。そういうことを法律にする以上は、当然その責任は道義的にも、法律的にも官庁の責任になつてくるわけであります。私が非常に心配しておるのは、そんなのをとやして、もとを断たないで、出てくるものだけ、人間が人間を取り締るようなもの、こういうことはここでやるべきではない。これは保険の性質からいえ、要するに相互保険である。国民全体の責任です。だから、そこには当事者である経営者と被保険者、その経費は一部は国が負担するのであるけれども、もともと労使の負担の上に政府が補助金を与えるという形であります。その当事者の自主的な統制や管理によって防止していくという建前、これが政治的理想である。こつちは官僚統制である、民主主義はどこにもありません。もし官吏でやるとするならば、官吏は一体当事者の指揮命令、意

思によつて行動するという形がとらへなければ、保険の精神を冒瀆するものであります。事柄はごく簡単なようですが、ども、不正受給に名をかりて、要すゞ内閣の性格にもさわることだと思ひますから、一つ労働大臣の責任ある御命令解を伺つておきたい。

もう一つ申し上げますと、私は、少くとも道義的責任は、いずれもあると思いますが、あくまで今日のようにならぬといふ組織でありますから、その組織を、すなわち組織的人格を尊重するという扱い方が行わなければ、一人の被保険者に一人の公務員がつき、それに監督官をつけなければならぬといふようなことが出てくる。賃金支払い、その他について一體どういう規定があるか、特に私がさつき申し上げました五人未満の零細事業所にこれを適用する意思があるか、それを拡大するための行政措置を考えておるかと言つたら、あるといふ。ここに欠点があるわけでありまして、こういう点をどううふに考へておるかと云つておられども、一字一句の事柄についてお聞きよりも、その精神が大事であります。精神が曲つておりますと、美辞麗句を並べましても、この法案は改悪であります、逆行することになります。精神が曲つておりますと、井堀さんのおっしゃるような状態で運営されしていくなことがありますから、はつきりしていただきたい。

○西田国務大臣 理論的に井堀さんは何をお話になりましたが、人間の社会上、いろいろなものは、ことに井堀さんのおっしゃるような状態で運営されていくなことがありますから、非常に大事なことでありますから、はつきりしていただきたい。

れば、これに越した幸福はない、と考
てあります。しかしながら現実の情
形において、何らかの規制する措置を
法案の中に規定しておくといふこと
は、決して井堀さんのおっしゃるほ
の大きな社会悪ではない、さように考
えておるわけであります。

え、おれが間違った見聞をもつてゐる。しかし、公務員になつたからといって、人間に落ちない。その方法なんです。あなたが絶対公正だという考え方であれば別ですが、人間の集まりですから、公務員になつたからといって、人格が焼き直るほどまるものではありません。汚職、濫職は今発展してゐる。人を言ふのじゃありません、間違った組織なんです。鳩山さんも、友愛主義で、いぢ言葉で民主主義を説いておられたありますから、民主主義的な思想に反せぬよう、方向を誤まらないでありますから、保険なんですかから、その保険の改正に当つても、民主主義の思想に反せぬよう、方向を誤まらなければならぬという意味において、それを正を除去するために後人を使つてゐるというのは、失業救済のためにはるかもしませんけれども、保険財政を乏しくするだけです、そして、責任はいたずらに官庁にかぶさつてくるからもしませんけれども、保険財政を主導制といいますか、不正を自主的に排除していくという行き方が——警の制度をえちってきておるのに、これがなんです。むしろこれは民主的な主導制といいますか、しかも相互保険ですよ、これを政府が横合いから出て来て——よその国をござんなさい、こういうものはみな労働組合にまかせてる、政府がやっておるのは珍しいくらいです。いろいろお世話を下さることけつどうですが、実はそういう意味のことを聞いておるのです。これで議論にわたる必要はないと思うのですが、いまして、こういう大事な点について、政府の所見を承わり、あとは逐条にしていきたいと思います。

たしてあは合はらおうきすう察に自だ任源なやのゝ義、もると題いり、すれ、な

井堀さんのおっしゃる十三条の二の規定ですが、政府が統制するとか、強制をするとか、厳重な意味における取締りをするとかいうように窮屈に御解釈にならないで、あなたの今おっしゃつたように、政府がお世話を上げるのだという考え方でお受け取りを願いたいと思います。その程度の意味合いで、そういう観念でどうする、こうするといふように窮屈にお考えにならないようにお願いいたします。

○中村委員長 休憩前に設置いたしました特需関係労働対策小委員会の小委員及び小委員長の選任は、委員長に一任されておりましたが、申し出がございましたので、この際委員長より指名いたします。

まず小委員に

植村 武一君	草野 一郎平君
小島 徹三君	小林 郁君
野澤 清人君	山花 秀雄君
横錢 重吉君	井堀 繁雄君
吉川 兼光君	中原 健次君

以上十名を指名いたします。

次に小委員長に小島徹三君を指名いたします。

なお小委員及び小委員長に欠員を生じました場合の補欠選任につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

頁 七 四 西 求 權 行 損 害 賠 償 請 正	段 行 行 第 六 号 中 正 誤	行 行 附 則 十 項	第十二号中正誤
頁 三 一 二 四 以 內	段 行 附 則 十 項	行 誤 正	第十三号中正誤
四 四 未 基 正	四 未 基 正	四 内 正	第十一号中正誤

昭和三十年六月二十二日印刷

昭和三十年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局